

CPRC ディスカッション・ペーパー

競争政策研究センター 公正取引委員会

プライシングナリングに対する競争法による規律
— 欧米における議論及び事例を踏まえて不当な取引制限の条項との関係を整理する

池田 毅

池田・染谷法律事務所弁護士・元競争政策研究センター客員研究員

高宮 雄介

森・濱田松本法律事務所弁護士・元競争政策研究センター客員研究員

CPDP-85-J October 2021

100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1
Phone:+81-3-3581-1848 Fax:+81-3-3581-1945
URL:<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>
E-mail:cprcsec@jftc.go.jp

本ディスカッション・ペーパーの内容は公正取引委員会の見解を示すものではなく，文責は執筆者のみに帰する。

プライスシグナリングに対する競争法による規律
－欧米における議論及び事例を踏まえて不当な取引制限の条項との関係を整理する

要旨

- 1) プライスシグナリングは、競争法において共同行為の一類型として論じられる行為であり、競争事業者間の競争に影響を与えうる行為であるものの、事業者間における双方向のコミュニケーションや同意に欠いているという点で特徴的である。プライスシグナリングに関し、欧州と米国における過去の主要事例の考察を通じ、これらの法域においてプライスシグナリングが、競争法上の適用上どのように位置づけられてきたかという点に関して検討を行うとともに、当該検討を踏まえ、日本における競争事業者間の共同行為に関する規律である不当な取引制限に関する既存の考え方との関係でプライスシグナリングがどのように位置づけられるべきかという点について整理を試みると、プライスシグナリングは、不当な取引制限の成立要件である意思の連絡との関係において、これを行うことについて、競争事業者間の競争に影響を与えること以外に合理的な理由が考えられない場合に、その後の競争事業者間の行動の一致と相まって、競争上制限されるべき行為として、意思の連絡を推認させると考える余地がある。

構成

- 2) 本稿は、全5章から構成される。
第1章は、序論として、本調査研究においてプライスシグナリングをテーマとして取り上げた理由、他のディスカッション・ペーパー、とりわけ本調査研究と同時並行的に実施されている齊藤高広主任研究官のハブアンドスポークカルテルをめぐる調査研究との関係について説明する。第2章においては、プライスシグナリングにかかる検討に先立ち、不当な取引制限、とりわけ意思の連絡の要件をめぐる独禁法上の議論を概観した上で、典型カルテルとは異なるプライスシグナリングの特殊性に起因し、プライスシグナリングに関して競争法上検討する際に留意すべき点について触れる。第3章では、プライスシグナリングをめぐる欧米の主要な事例について検討する。とりわけ、近時、プライスシグナリングをめぐる議論が活発化する契機となった2016年7月の欧州委員会によるコンテナ船事業者に対する確約決定については、本調査研究の一環として実施した現地でのヒアリング調査の結果も盛り込んだ検討を行う。第4章では、第2章で検討したプライスシグナリングに関する検討を行う際の留意点及び第3章で取り扱った欧米における過去の事案にかかる検討を踏まえ、プライスシグナリングを日本の独禁法における不当な取引制限をめぐる規律の中で位置づける場合、どのような整理を行うことが考えられるかについて検討を行うとともに、プライスシグナリングが行われうる典型的ないくつかの局面を例として取り上げて独禁法の適用に際して留意すべき事項について述べる。最後に、第5章において、第2章から第4章までの議論を整理するとともに、プライスシグナリングに対して独禁法を適用するに際して採り得るとと思われる考え方及び当該適用にあたって今後検討を要すると考えられる事項について簡潔にまとめる。

第1章 序論

- 3) プライスシグナリングは、競争法の実務及び理論の領域において、従来から検討の対象とされてきたテーマである¹。プライスシグナリングは競争法の主要領域の一つである協調行為の文脈で論じられることが一般的であるが、協調的な行動が行われているものの、事業者間における双方向のコミュニケーションや合意に欠いているという点で、一般的な協調行為である競争事業者間のカルテルとは異なるものと考えられており、非典型カルテルと呼称されることもある²。
- 4) このように、プライスシグナリングは非典型カルテルとして議論の対象とされてきたが、競争法の規律対象とはしない考え方が一般的である意識的並行行為との線引きの問題や、価格をアナウンスするという行為がもたらす市場への効率性との関係で、競争法違反と捉えることの是非や競争法違反とする場合における要件という重要な点において、未だ意見の一致を見ているとは言い難い状況にある。
- 5) そのような状況下、2016年7月7日、欧州委からプライスシグナリングを直接的に規律の対象としたと評価し得るコンテナ船運航事業者間の競争法違反被疑事案³における確約決定⁴（以下「コンテナ船事件確約決定」または「本確約決定」という。）が発出されたほか、欧州連合加盟国を含む各国の競争当局によりその後もプライスシグナリング行為に対する執行活動が活発化している⁵。また、ネットワーク技術の発達とプラットフォームビジネス

¹ プライスシグナリングと並んで競争法の領域において従来から検討の対象とされてきたテーマとして、プライスリーダーシップが挙げられる。いずれも事業者間における双方向のコミュニケーションや合意を欠いた協調的な価格変更行為をどのように評価するかというテーマである点で共通するが、プライスリーダーシップにかかる検討は、価格支配力を有する事業者が存在する市場構造から生じる事業者による協調的な価格変更行為について、主として経済学的な分析を行うものであるのに対し、プライスシグナリングにかかる検討は、事業者による協調的な価格変更行為について、一方的に価格に関する情報を発信する事業者の行為の意味に着目して法的な分析を行うものであり、両者はその性質を異とする。事業者間における双方向のコミュニケーションや合意を欠いた協調的な価格変更行為の評価にあたっては、プライスリーダーシップの観点とプライスシグナリングの観点の両側面から検討を行うことが重要である。

² 池田毅「直接の連絡によらない「非典型カルテル」の近時の発展と求められる競争法コンプライアンス -ハブ・アンド・スポーク(hub-and-spoke)とシグナリング(signaling)を中心に」NBL1039号36頁

³ Case AT. 39850 Container Shipping

⁴ Commission Decision of 7.7.2016 relating to a proceeding under Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union and Article 53 of the EEA Agreement Case AT. 39850 Container Shipping. Available at* https://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39850/39850_3377_3.pdf

⁵ 競争当局がプライスシグナリングを主たる対象として調査を行ったことを公表した最も近時の事例として、アイルランドにおける民間自動車保険の分野における違反被疑事件にかかる調査が存在する。同事案においては、アイルランドの競争当局である競争・消費者保護委員会（Competition and Consumer Protection Commission）が、保険事業者5社、保険業界における事業者団体1団体及び保険仲介事業者1社を名宛人として、これらの当事者が、2015年から2016年にかけての21か月間にわたり、公の場において、民間自動車保険の分野における将来の保険料率の上昇にかかる情報発信を行うことを含む反競争的協調行為を行っていたのではないかと調査を行い、2021年8月20日に確約を行うことにより終結した。なお、同事案に関するアイルランド競争・消費者保護委員会による報道発表に関しては、以下参照。

<https://www.ccpic.ie/business/ccpic-issues-preliminary-findings-to-organisations-under-investigation-in-the-private-motor-insurance-sector/>

<https://www.ccpic.ie/business/motor-insurers-set-to-introduce-new-compliance-measures-following-ccpic-investigation/>

の発展に伴い、コンピュータ間のシグナリング行為が競争法上の問題を引き起こす可能性も取りざたされている。

- 6) また、競争政策研究センターにおいても、2016年度の岡田羊祐所長のディスカッション・ペーパー⁶において入札談合における相互拘束性の要件に関する経済学的検討が行われたほか、2017年度の杉本武重客員研究員のディスカッション・ペーパー⁷においては上記コンテナ船事件確約決定の理解に重要な役割を果たす欧州委の確約制度に関する研究が行われる等、本稿と関連性を有する研究活動が行われている。
- 7) さらに、本調査研究と並行し、齊藤高広主任研究官により、同じく非典型カルテルの一つとして位置づけられるハブアンドスポークカルテルに関する調査研究も行われている。ハブアンドスポークカルテルとプライスシグナリングとは、競争事業者間の直接の意思の連絡が前提とされないという点で共通する部分があり、両者の区別は意思の伝達に人が介在するか否かという点のみとも考えられるところである。
- 8) 本調査研究は、こうした競争政策研究センターにおける近時の研究及びハブアンドスポークカルテルに関する調査研究の系譜の中に位置づけられるべきものである。

⁶ 岡田羊祐「入札談合の経済的解釈・多摩談合事件を素材にして」（CPRCディスカッション・ペーパー 2017年3月）。Available at:

https://www.jftc.go.jp/cprc/discussionpapers/h28/index_files/CPDP-64-J.pdf

⁷ 杉本武重「EUの確約制度および制裁金制度の運用」（CPRCディスカッション・ペーパー 2017年7月）。Available at:

https://www.jftc.go.jp/cprc/discussionpapers/h29/index_files/CPDP-66-J.pdf

第2章 典型カルテルの構成要件

- 9) 典型的なカルテルとプライスシグナリングとを画する要素である競争事業者間のコミュニケーション及び合意は、日本の独禁法上は、不当な取引制限における意思の連絡要件との関係で問題となる。
- 10) 独禁法第2条第6項は、「事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、もしくは引き上げ、または数量、技術、製品、設備もしくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、または遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」として不当な取引制限（カルテル）を定義しているところ、意思の連絡要件は、このうち、「共同して・・・相互にその事業活動を拘束し、または共同して遂行する行為」の要件のうちの前者、すなわち相互拘束の要件に関連するものである。
- 11) 相互拘束は、その基礎となる「共同して・・・相互に」という法文の文言からして、単独の行為ではなく複数の当事者間において行われる行為である必要があるため、いわゆる意思の連絡が必要とされて考えられており⁸、現に湯浅木材事件⁹において、「共同行為の成立には、単に行為の結果が外形上一致した事実があるだけでは未だ十分でなく、進んで行為者間に何らかの意思の連絡が存することを必要とするものと解するとともに、本件におけるがごとき事情の下に、或る者が他の者の行動を予測しこれと歩調を揃える意思で同一行動に出でたような場合には、これ等の者の間に右にいう意思の連絡があるものと認めるに足るものと解する」とされている。
- 12) 意思の連絡の内容については、比較的近年の判決においてより明快に示されている。具体的には、いわゆる東芝ケミカル事件における差戻審の判決において「複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調を揃える意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である」¹⁰との判示がなされており、明示的な合意だけでなく黙示による意思の連絡を含む旨が明確にされている。
- 13) カルテル行為には通常密行性があることから、意思の連絡について、上記東芝ケミカル事件差戻審のように、範囲を広げる方向での裁判例がいくつか見られる。例えば、上記東芝ケミカル差戻審においては、ある商品の価格引上げにかかる事前の情報交換及びその商品の販売価格の引上げにかかるその後の一致した行動から、情報交換の当事者の間に協調的価格引上げについて意思の連絡による共同行為を推認される旨が示されているほか、入札

⁸ 菅久修一編著、品川武＝伊永大輔＝原田郁著『独占禁止法』（商事法務第4版2020年）20頁。

⁹ 審判審決昭和24年8月30日。

¹⁰ 東京高判平成7年9月25日。

談合においても、いわゆる郵便区分機事件における差戻審¹¹においては、明示的に今後の入札において受注すべき者を決定しその者が受注できるように協力していく旨の取り決めが行われたわけではなく、さらに個別の入札ごとに連絡を取り合って受注すべき者を改めて決定する行為に関しても明示的に行われていなかった事案において、黙示の意思の連絡が存在したことを認定する判断が行われている。

- 14) これらに加え、いわゆる多摩談合事件最高裁判決¹²やいわゆる元話種子カルテル事件の東京高裁判決¹³においては、意思の連絡の成否を争う主張に対し、基本的・概括的な認識が共通化している場合であっても、意思の連絡に該当する旨の判示がなされている。
- 15) プライスシグナリングの検討に際しては、事業者相互の明示的なコミュニケーションないし合意が存在しないことが検討の上での出発点にはなるものの、市場環境や競争者の数、これまでの各事業者の行動等から、明示的な合意はないまでも、暗黙のうちに概括的な認識が共通化していることが認定し得る場合は不当な取引制限の対象となりうると考えられるため、意思の連絡をめぐる上記のようなこれまでの解釈論の状況には十分留意する必要がある。
- 16) プライスシグナリングに関しては一般的な定義は存在しない。典型的なプライスシグナリングとしては、新聞・業界紙等の各メディアを通じて、価格引上げの意向等を他の事業者に対して伝達することで、価格カルテルを形成・維持・促進するような態様の共同行為といった説明もありうるが、メディアを通じずになされる伝達行為もプライスシグナリングの一例として位置づけられることもあり、また、競争法上違法とされる行為を主に念頭としている場合と、意識的並行行為のような競争法上一般には違法とはされない行為を念頭に本用語が用いられている場合があるなど、論者及び論じる文脈によってその定義は変わりうる。したがって、本稿では、典型的なカルテルの要件のうち、事業者間相互でのコミュニケーションを経た合意に欠いている行為という観点から論じることとする。
- 17) それでは、事業者間相互のコミュニケーションを経た合意を欠いている行為が協調行為を引き起こすのはどのような場合か。協調行為である以上、事業者相互のコミュニケーションを経た合意を欠いているとしても、ある事業者から何らかの意思表示がなされ、他の事業者がこれを看取した上で呼応した対応をとることが想定される。こうした意思表示の手段としては、典型的なプライスシグナリングとの関係でも触れた新聞・業界紙等のメディアにおける発表が挙げられるが、そのほかにも、投資家向けの説明会での説明や、マーケティングイベントでの発言、あるいは一対一の電話でのコミュニケーションも含まれる余地がある¹⁴。

¹¹ 東高判平成 20 年 12 月 19 日。

¹² 最判平成 24 年 2 月 20 日。

¹³ 東京高判平成 20 年 4 月 4 日。

¹⁴ プライスシグナリングの定義次第では、一対一の電話でのコミュニケーションのように意思表示が非公開の場において行われる場合についてはプライスシグナリングの一種には含めないことも考えられる。

- 18) プライスシグナリングにおいて伝達の対象となる情報は、事業者が看取した上でこれに呼応した行動をとることによって協調行為を引き起こし得る情報ということになる。従って、プライスシグナリングにおいて伝達の対象となる情報の範囲は広く、例えば競争において一般的に最も重要な要素である価格に関するものだけでも、自社の将来に向けた価格戦略、将来時点の価格の指標となる値、現在の価格に関する見方といった多種多様な情報が含まれる。
- 19) 典型的なカルテルは、それ自体が市場における効率性を害し、消費者にとって害悪となる行為であることに関して異論はあまりみられない。これに対して、プライスシグナリングについては、そもそも当該行為を規制することが適当であるかという点について議論が存在する。
- 20) こうした議論のうち、特に目立つ議論としては、効率性をめぐる指摘が挙げられる。一般に、プライスシグナリングを通じてカルテル合意を達成しようとしても、競争者に需要者を奪われる危険性が大きいことから、事業者にとって合理的な選択とはいえないといった考え方や、プライスシグナリングの一環としての情報の発信が公開の場で行われた場合には、需要者による商品選択に資する情報が市場に提供されることになるため、効率性が向上する上、情報交換活動に参加しない事業者にもその恩恵が及ぶという点を加味すべきであるという考え方もありうる。
- 21) また、プライスシグナリングによって市場内に取引条件にかかる集約点（フォーカルポイント）が形成されることになるものの、経済学的見地からは、そのこと自体によって競争が阻害されることにはつながらないといった考え方や、価格を発表することは正当な経済活動そのものでありプライスシグナリングを規制することはその態様によっては、事業者による経済活動を委縮させることになるという考え方もありえよう。
- 22) 加えて、市場における競争以外の場面において取引条件にかかる情報発信が必要になる局面、例えば上場事業者における投資家向けカンファレンスの際の事業戦略にかかる説明の一環としての価格戦略の表明といった状況では、市場への適切な情報の開示を重んじる証券市場のルールとの兼ね合いをどのように考えるかという点を検討する必要があると思われる。また、経営者個人が発言した内容がプライスシグナリングの一部を構成するのではないかと疑われる事案においては、プライスシグナリングに対する規制の適否を検討するに際し、場合によっては経営者の個人としての言論の自由まで射程に入れた検討が必要になることもありえよう。
- 23) 上記のとおり、プライスシグナリングをめぐっては、そもそも当該行為に競争法上の規律を及ぼすことが適切かどうか、仮に規律を及ぼすとしても個々の局面において他にどのような要素を考慮すべきかという点に関して、典型的カルテルとは大きく事情が異なると考えられる。こうした特殊性を踏まえると、プライスシグナリングに対して競争法の規律を及ぼすに際しては、既存の協調行為にかかる各構成要件の解釈論を下敷きにしつつも、それにとどまらない多角的な観点からの検討が必要と考えられる。

第3章 諸外国における議論の状況

(1) 欧州

① はじめに

24) 前述したとおり、2016年7月にコンテナ船事件確約決定が発出されて以降、プライスシグナリングをめぐる欧州での議論は活発化している状況にある。以下、欧州におけるプライスシグナリングに関連する判断枠組み及び過去の先例について簡単に紹介した上で、コンテナ船事件確約決定について詳述する。なお、コンテナ船事件確約決定に関し、筆者らは欧州委員会競争総局において同事案を取り扱った担当官及び同事案の調査対象事業者の代理人らに対し、現地でのヒアリングを実施したため、以下では当該ヒアリングで得られた知見も盛り込んで検討する。

② 関係する判断枠組み

25) 欧州においては、欧州機能条約¹⁵第101条第1項が共同行為を規律している。同項は、加盟国間の通商に影響を与える事業者間の合意（agreement）または協調行為（concerted practice）について、目的またはその効果が競争を回避、制限または歪めるものである場合に、禁止するとの定めを置いている。日本や米国が、条文上は、協調行為に関して、事業者間の合意と認められる場合に限り競争法違反としているとも考えられるのと異なり、欧州機能条約上は、事業者間の共同行為について、合意がある場合のほか、合意がない場合においても明示的に協調行為として競争法上の規律の対象になり得ると考えられている。

26) また、欧州において共同行為をめぐる規律を判断するに際しては、欧州機能条約第101条第1項の解釈の指針ともなる、水平的協調行為ガイドライン（Horizontal Guideline）¹⁶についても留意する必要がある。前述のとおり、典型的なプライスシグナリングは、公の場において、ある事業者が発信した情報を受け、他の事業者が戦略的に対応することで、一定の同調行為が形成される場面であるところ、同ガイドライン上、公になされた情報の発表については、第63項において、完全に公になされた（genuinely public）一方的な情報の発表は、談合行為（collusion）の勧誘（invitation to collude）に至らない限り協調行為とならないとされる一方で、同第99項は、公になされた情報の発表であっても、競争事業者からの情報の発表が後に続いた場合には、談合行為（collusion）になる可能性は排除されないとの定めを置いている。こうした水平的協調行為ガイドラインの記載からすると、欧州競争法との関係においてプライスシグナリングの位置づけを検討する上では、個々の事案における情報の発信行為が、談合行為の勧誘にあたるか、競争事業者からの情報の発表が後に続くかという点にも留意して判断を行うべきということになる。

¹⁵ Treaty on the Functioning of the European Union. Available at: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12012E/TXT&from=EN>

¹⁶ Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements Text with EEA relevance. Available at: [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52011XC0114\(04\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52011XC0114(04)&from=EN)

③ 先例

- 27) プライスシグナリングをめぐる欧州の先例としてよく挙げられるのは、Dye Stuff 事件（1972年）¹⁷及び Wood Pulp 事件（1993年）¹⁸の2点である。
- 28) Dye Stuff 事件は、染料の製造事業者によって、同時かつ均一な価格の引上げが行われた事案であり、値上げに先立ち、価格引上げについて事前の公表がなされたことを協調行為との関係でどのように評価するかが問題となった。
- 29) 同事案において、裁判所は、競合事業者は、値上げの事前公表を通じて、将来の行動及び独立して値上げを行うことに伴うリスクの大部分を軽減することとなったと判断し、同時かつ均一の価格の引上げ行為は、協調行為の証拠になると判断した。
- 30) 同事案により、公の場における価格情報の発表も、市場における不確実性を減少させることを理由に、協調行為を基礎づける方向で意味を持つ場合があることが示されることとなった。
- 31) 一方、Wood Pulp 事件は、プライスシグナリングと協調行為との関係に関し、公の場における価格情報の公表行為がどのような場合に協調行為に該当するかについての考え方をより直接的に扱った事案である。同事案で問題となったのは、木材パルプの製造販売事業者が、販売する製品の販売価格の四半期ごとの最高額について、当該四半期が始まる一定期間前に公表し、その結果各事業者の販売価格が類似する動きを見せたことについて、こうした結果を招来した各事業者の行為が協調行為に該当するかという点である。
- 32) 裁判所は、同事案において、事業者は、自らの行為を市場及び競合事業者の行為に適応したものにする権利があり、並行的行為は、協調行為であることが、並行的行為が行われたことの唯一の説得力のある（plausible な）説明である場合に限り、違反行為になるとした。
- 33) 以降で述べるコンテナ船事件確約決定では、欧州委が発表した同事案における競争法上の考え方が、本事件における裁判所の判示事項と整合していないのではないかという点も問題となっており、欧州におけるプライスシグナリングに対する競争法の適用に関する考え方を検討するにあたり、本事件の判示に留意することは重要である。

¹⁷ Judgement of the Court of 14 July 1972. Imperial Chemical Industries Ltd. v Commission of the European Communities. Case 48-69. Available at:

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:61969CJ0048&from=EN>

¹⁸ Judgement of the Court (Fifth Chamber) of 31 March 1993. A. Ahlström Osakeyhtiö and others v Commission of the European Communities. Concerted practices between undertakings established in non-member countries affecting selling prices to purchasers established in the Community.

Joined cases C-89/85, C-104/85, C-114/85, C-116/85, C-117/85 and C-125/85 to C-129/85. Available at:

https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:0d97e017-bc29-4c2c-ac43-bbb6cf311d8e.0002.03/DOC_1&format=PDF

https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:0d97e017-bc29-4c2c-ac43-bbb6cf311d8e.0002.03/DOC_2&format=PDF

④ コンテナ船事件確約決定（2016年）¹⁹

- 34) 本事件は、コンテナ船運航事業者各社（以下「船社」という。）による、GRI（General Rate Increase）と呼ばれる価格指標の公表が、欧州競争法で禁止されている協調行為（Concerted Practice）に該当するか否かが問題となった事案であり、決定の名宛人には、欧州をはじめとする世界各国の十数社の船社が名を連ねている。
- 35) 以下では、本事件に関し、本件確約決定²⁰及び本事件に関する欧州委の担当官による解説記事²¹をもとに、時系列及び前提となる事実関係等を説明し、その後本事件における欧州委の判断を検討することとする。
- 36) 本事件は、2011年5月に欧州委が各船社に対して実施した立入調査を契機に公になり、その後、2015年11月に欧州委から初期的調査結果（Preliminary Assessment）が発出された。これを受けて、各船社は、2015年12月から2016年2月にかけて欧州委に対して確約を提案し、2016年2月からのマーケットテストを経て、2016年7月に欧州委競争総局は確約手続に基づく決定を採択し、本事件に対する調査を終了した。
- 37) 本事件の背景となったコンテナ船業界において、各事業者は、世界の各地域間を結ぶ航路においてコンテナ船を運航し、荷物の輸送を行っており、主要な事業者は単一の航路ではなく、世界各地の多数の航路において事業展開を行っていた。本業界は、1社または少数の事業者が高い市場シェアを有する状況にはなく、多数の事業者が存在し、相互に激しい競争を行っている状況にあった。また、本業界は、積載能力の過剰、需要の下落傾向、それらを理由にした価格の下落等の要因により、構造的な経済的困窮状況が続いており、事業者間の合従連衡が進行していた。なお、コンテナ船事業を含む海運事業においては、航路維持のために競争法の適用に関して特別なルールが設けられる場合があり、欧州においても、2008年までは海運事業に関し、一定の包括的な適用除外（Block Exemption）が認められてきた。
- 38) 本件で問題となったGRIとは、各事業者の航路別の単位当たり運賃の将来の改定幅に関する情報であり、実際に当該改定に基づいた運賃が適用される日の3～5週間程度前に、各事業者のウェブサイト、プレスリリース、顧客向けニュースレターや電子メールの形で公表されていた。GRIは、各事業者からバラバラに公表されていたものの、同一の価格改定日に向けた情報として、ほぼ同一のタイミングで公表されており、GRIの公表とその後の価格改定を1周期とすると、年間7～12周期程度の頻度で行われていた（各周期はラウンドと呼ばれていた）。また、各ラウンドにおける運賃の引上げ幅は各船社ともに概ね同一または近い水準となっていた。

¹⁹ 前掲注[2]

²⁰ 前掲注[2]参照。

²¹ Itai Rabinovici “Public Exchange of Information After Container Shipping” (Journal of European Competition Law & Practice, 2016)

39) 以上のような時系列及び事実関係を背景に、欧州委競争総局は、以下のとおり、各船社による GRI の公表行為（「本件行為」）は、協調行為に該当するおそれがあると判断した。

40) 欧州委は、本件行為に関し、初期的に次のような懸念を示した。

- a) 本件行為により、各船社は、顧客を失うリスクをとることなく、価格を引き上げることができるかを「テスト」することが可能になる。本件行為は、コンテナ船市場における戦略上の不確実性を減少させるとともに、各船社における競争へのインセンティブを減退させる行為である。
- b) また、本件行為は、GRI を公表した船社による価格引上げが、当該 GRI の公表を受けて各自の GRI の公表を行った他の船社から支持される可能性を高め、各船社が、市場シェアを失ったり、価格競争を生じさせたりすることなく、価格引上げ水準を揃えることを可能にしている。
- c) さらに、本件行為は、価格改定日の実施日より前に行われていたことから、GRI の公表を行った船社は、当該価格引上げがほかの船社から支持を得られそうにない場合には、実際に当該価格引上げが実施に移される前に撤回することができ、各船社は、顧客を失うリスクを負担することなく価格引上げのテストを実施できた。

41) 続いて、欧州委は、以下の理由より顧客にとっての GRI の情報としての価値は低いと考えられるとした。

- a) GRI は、価格自体を示すものではなく、将来の価格の引上げ幅のみを示すものであることから、現に取引関係にない新規顧客や潜在的な顧客にとっては、情報としての意味を有しない。
- b) 本事件で調査の対象とした期間において、GRI の公表は価格引上げ方向でしか行われていない。したがって、当事者の主張とは異なり、GRI の公表行為について、新規顧客を引き付けるための勧誘（promotion）として整理することはできない。
- c) GRI は拘束力を有するものではなく、将来の価格に関する意図の表明に過ぎない。このため、顧客はこれに依拠することはできない。

42) これらを踏まえ、欧州委は、本件行為は、以下の理由により欧州競争法上の協調行為に該当するとした。

- a) 真に公開の場での一方的な情報の公表は一般に協調行為に該当しないが、本件では、情報の公表に引き続いて競争事業者によって公開の場で情報の公表が行われていることから、協調行為に該当する可能性は排除されない。

- b) 各船社による GRI の公表は、協調行為を実施するための共同理解形成のための戦略に該当し得るところ、特に本件では、各ラウンドにおいて同様の内容の GRI の公表が行われており、これは、公開の場での情報の表明に対する競争事業者による戦略的な反応というる。
- 43) さらに、欧州委は、本件行為について、以下の要素を挙げ、目的において (by object に) 競争を制限する行為に該当するとした。
- a) 協調行為が目的において競争を制限する行為に該当するか否かは、行為の内容、行為を通じて実現しようとする目的、行為が形成された経済的及び法的背景に鑑みて判断する。
- b) 交換された情報の内容及び性質に関し、本件は過去または現在の情報の交換ではなく、将来の価格意図に関する情報の交換であるところ、こうした情報は、交換されることにより、競争事業者同士が市場において協調することを可能にするものである。価格引上げに関し、幅、タイミング、実施範囲を含めた情報が交換されること、とりわけ個社ごとの当該情報が交換されることは目的において競争を制限する行為に該当する。
- c) GRI の情報は、顧客に対しては価値が低く、競争相手に対しては意味を有するものである。このことからすると、GRI の公表による情報の交換は、競争相手に価格に関する意図を伝える目的を有している。
- d) 本件行為がなされるに至った経済的及び法的背景に関し、2009 年から多数回行われた GRI のラウンドにより、各船社は、将来の価格に関する全体的な方向感について相互に確証を得るに至った。また、GRI の幅は、相場の上がり下がりとは連関していなかったことから、GRI と実際の市場環境との関係は限定的なものに過ぎなかった可能性がある。
- 44) 前述のとおり、本事件は、違反決定に至ることなく、欧州委が事業者から提案された確約を受け入れることで終了した。本件において欧州委が受け入れた確約の概要は以下のとおりである。
- a) 各船社は、GRI、すなわち変化の幅または割合で示される価格に関する情報の発表を今後行わない。
- b) 各船社は、価格についての情報を発表することを義務付けられはしないが、こうした発表を行うことを妨げられない。但し、価格についての情報を発表する際は、基本運賃、BAF、安全保障にかかる費用、港湾費用、ピーク期手数料、その他の費用やサービス、当該価格の適用期間といった事項も併せて公表しなければならず、公表は価格改定の実施日の 31 日前までは行ってはならない。
- c) 各船社は、公表した価格に関する情報について、所定の期間、その上限について拘束される。

45) 欧州委は、本件において船社から提案された上記確約を受け入れた理由について、次のような理由を挙げている。

- a) 一般に確約は欧州委の示した懸念に対し、必要十分な形で対応したものである必要がある。
- b) 本件における確約のうち、価格に関する情報を公表する場合に当該情報の量を充実させることを約する箇所は、需要者にとって、当該情報に依拠できる可能性が高まる方向に作用する。また、各船社が、公表した価格に関する情報について、上限として拘束されることを約する箇所は、需要者が当該情報に依拠して行動することがより可能になる方向で作用する。さらに、過度に早いタイミングでの価格情報の公表が禁じられることにより、価格情報を公表した船社以外の船社が当該情報を利用する可能性を低くすることにつながる。

46) 以上がコンテナ船確約決定に関し、欧州委からの発表によって得られる情報である。

47) 本事件は、プライスシグナリングに関し、欧州委が明確に判断した数少ない先例の一つであり、2011年に水平的協調行為ガイドラインが改定されて以降、初めて正面からプライスシグナリングが扱われた事案であることから、欧州において大きな注目を浴びた。また、本事件における欧州委の判断をめぐっては、前述した Wood Pulp 事件の判断方法との整合性がとれていないのではないかと指摘や、目的において競争制限的な行為との判断を行ったことは適当であったのか等、多くの点において議論が活発に行われている。

⑤ 欧州コンテナ船事件確約決定に関する関係者ヒアリング

48) 筆者らは、2017年3月、本事件の関係者より、欧州委による発表の内容からは必ずしも伺い知ることができない本事件の背景事情、本事件の調査及び確約決定に対する見方、今後の執行活動、及び事業活動に予想される本事件による影響等に関し、文献情報では得られない周辺事情や各々の立場を踏まえた見解も含めて聴取することを目的に、欧州委の本事件にかかる担当官、本件に関与した法律事務所の担当弁護士、及び本件に関連した論考を公表している弁護士に対してヒアリングを実施した²²。

49) 同ヒアリングにおいては、以下において述べるとおり、本件調査の経緯に関して欧州委による発表の内容からは必ずしも明らかではない事情が明らかになったほか、本件事案において事業者側の立場から法的助言を行った各カウンセル（以下、単に「各カウンセル」という。）と本事件を担当した欧州委の担当官との間の本事件に対する見方の違いが明らかになった。

²² ヒアリング対象者は次のとおりである（所属先は当時）。Itai Rabinovici 氏（欧州委員会競争総局）、Paul Lugard 氏（Baker Botts 法律事務所）、Johan Van Acker 氏（Van Bael & Bellis 法律事務所）、Peter Camesasca 氏（Covington & Burling 法律事務所）、David Wood 氏及び Madeleine Healy 氏（Gibson, Dunn & Crutcher 法律事務所）、Chirtina Renner 氏（BDGS Associates 法律事務所）、Matthew Levitt 氏（Hogan Lovells 法律事務所）、Adrien Giraud 氏（Willkie Farr & Gallagher 法律事務所）、Michel Struys 氏（Allen & Overy 法律事務所）

- 50) このうち、本件調査の経緯に関しては、各カウンセルより、欧州委は、以前より海運業界における業界慣行・競争動向について定期的に調査を実施しており、2011年5月の欧州委による立入検査はこうした調査の結果も踏まえてカルテルの嫌疑をもとに実施された旨、及び欧州委が立入検査に端を発する調査の過程でカルテルの嫌疑を立証するに足る証拠を発見するに至らなかったことから、本事件における嫌疑をプライスシグナリングに切り替えて調査を継続したものとみられる旨のコメントを得た。
- 51) また、各カウンセルからは、本事件に関し、海運業界においては、事業者が多数存在し、寡占化が進んでいるとは言い難い点、船主と荷主との間で一対一での価格交渉が行われており、特に大手荷主の価格交渉力は強い点、各船主の出資構造が大きく異なっており、事業戦略は斉一化するのではなく、むしろ多種多様である点、GRIは価格交渉の出発点に過ぎず、最終的な価格は船主と顧客との交渉で定まる点、GRIは特に新規顧客や潜在的顧客にとっては輸送コストの予測に資する面がある点などを挙げた上で、上述した本件調査の経緯も相俟って、本事件における欧州委の事実認定は、全体として必ずしも適切とは言い難い面もあるのではないかといった趣旨の指摘がみられた。
- 52) さらに、本事件が確約手続で終了したことにしても各カウンセルからコメントが得られ、こうしたコメントは、概ね、事業者側としては、本事件における欧州委による調査は理由がないものと考えていたが、仮に争った場合には事件への対応がさらに長期化し、事業者側にとって不利な帰結に終わる可能性も否定できないことからやむを得ず確約手続をとるに至ったという趣旨のものであった。なお、各カウンセルの中には、本事件において欧州委が確約手続をとったことに関し、本件事案において欧州委は違反を立証する強固な証拠を得ていなかったため、事業者側による不服申立てや違反行為の厳密な認定のリスクを避けるために確約手続にて事件を決着したいという強いインセンティブがあったのではないかとの指摘を行う者もいた。
- 53) なお、本事件の将来への示唆に関し、各カウンセルからは、本事件は違反決定によって終了したものではないものの、欧州委の執行例の一つであることには変わりがなく、事業者の今後の事業活動に対して一定の抑止効果を持つものであるという点にかかる指摘が得られた一方、本事件においては事案の処理に相当の時間を有していること、調査自体が複雑な経緯をたどっていることを考慮すると、欧州委が本事件を契機に今後同様の事案における執行を活発に行うことは考えにくいのではないかとの指摘も得られた。なお、本事件が事業者に与える影響に関しては、概ね各カウンセルともに、本事件を受け、事業者側としては、今後、価格情報の公表に際し、タイミング、内容、拘束性の有無に関してこれまで以上に留意が必要となるとの見通しを示していた。
- 54) これに対し、欧州委の担当官からは、本事件に関し、海運業界における価格変動は極めて顕著かつ頻繁であったため需要者にとってはGRIは情報としての価値を持たないものであったことや一度発表されたGRIについて事後的に訂正されたことがあるなどGRIには拘束性が認められないものであったこと、実際の取引価格は船主と需要者との間の交渉の過程で決

定されるものであるが GRI が当該交渉において無関係とは言えないこと等に着目して、プライシングが競争に与える影響に関して調査を行ったとの説明が得られた。

- 55) また、本事件が確約手続によって終結することとなった背景に関し、欧州委の担当官からは、確約手続を選択することにより、価格情報の公表の仕方についてモデルケースを提示することができる点や、事件終結に先立ち市場テストを経ることができる点において、本事件における確約手続の活用はメリットが大きいと判断したとの説明が得られた。なお、担当官によれば、確約手続に進まなかった場合、欧州委としては、本事件について、違反決定を行った可能性も十分にあったとのことであった。
- 56) さらに、欧州委の担当官からは、プライシングに関する一般的な考えとして、今後、プライシングが広く違反行為として認定されることになった場合には事業者の正当な事業活動が委縮することにつながるかとの懸念が指摘されているものの、公開の場で行われるプライシングにおいては、典型的なカルテル案件と異なり、積極的な離脱行為をとらなければ違反行為を了解していると認識されるとは言い難いことから、他社の価格情報の発信に対して何ら反応しないという対応をするのみで違反行為から距離を置くことは可能ではないかとの指摘、及び通常の事業活動の過程で行われる価格情報の公表のように拘束性を有する価格情報の公表は競争法上の問題になる可能性が低く、事業者が一般的な価格傾向について情報発信をすることは、競争事業者間の価格判断の集約点を形成することにはなりにくいことから、必ずしも問題とはならないのではないかとの指摘が得られた。

⑥ 小括

- 57) 上述のとおり、欧州におけるプライシングに対する競争法の適用に関しては、古くは Dye Stuff 事件（1972 年）及び Wood Pulp 事件（1993 年）において一定程度関連する議論がなされ、近時に発出されたコンテナ船事件確約決定（2016 年）を契機に様々な角度からの議論が展開されている状況にある。
- 58) この点、コンテナ船事件確約決定においては、プライシングに対する欧州競争法の適用が主たる論点として取り沙汰され、上記④及び⑤において詳述したとおり、プライシングがどのような場合にどのような形で欧州競争法上問題となり得るのかという点や、プライシングが問題となる事案において確約手続を用いる場合にどのような確約手続とすることが考えられるのかという点、そしてそもそもプライシングを競争法上問題視すること自体にかかる適否やプライシングが問題となる事案において確約手続をとることの適否に関して活発な議論が展開され、議論が一定程度深化した面がある。
- 59) もっとも、コンテナ船事件確約決定を契機に欧州におけるプライシングに対する競争法の適用に関する議論が一定の決着をみたという状況にはなく、同事件においては、

長期間にわたる調査が行われ、調査の経緯もやや特殊なものであったこと、違反決定ではなく確約決定の形で事件処理が行われたこと、競争当局の事実認定や法適用に関して批判的見解も様々に見受けられることなどに鑑みると、同事件を題材にしてプライスシグナリングに対する欧州競争法の適用に関して一般的な規範を導くことにはやや限界があるように思われる。

- 60) したがって、欧州におけるプライスシグナリングへの競争法への適用をめぐる議論に関しては、直近の主たる事案であるコンテナ船事件確約決定を契機として浮上した各種議論を踏まえつつも、先行する **Dye Stuff** 事件や **Wood Pulp** 事件の議論との関係も意識し、コンテナ船事件確約決定を過度に一般化しないように留意する必要があると考える。

(2) 米国

① はじめに

- 61) 米国におけるプライスシグナリングに対する法適用は、シャーマン反トラスト法第1条または第2条を用いたものと、連邦取引委員会法（以下「FTC法」という。）第5条を用いたものとに分かれる。もっとも、シャーマン反トラスト法が適用された事案は比較的時期が古いものが多く、近年ではプライスシグナリングについて、違反行為の勧誘（**invitation to collude**）として、FTC法第5条を用いて対処を試みるものが増えている。
- 62) 米国においてプライスシグナリングに対して法適用が行われた事案を検討するにあたっては、上記それぞれの法律構成の特質を理解する必要がある。各法律構成の概要は以下のとおりである。
- a) シャーマン反トラスト法第1条は、取引を制限する合意（**agreement**）を禁止するものであり、日本の独禁法でいうところの不当な取引制限に関する規律に相当する。プライスシグナリングとの関係では、事業者間の合意が認定されなければ適用されない点に留意が必要になる。
 - b) シャーマン反トラスト法第2条は、不当な独占化行為（**monopolization**）または独占化を企図する行為（**attempt to monopolize**）を禁止するものである。プライスシグナリングとの関係では、シャーマン反トラスト法第1条と異なり、適用にあたって事業者間の合意は必要とならないが、行為時に独占的状況（**monopoly power**）が存在するか、または行為によってこれが得られる状況でなければ適用されない点に留意が必要となる。
 - c) FTC法第5条は、不当な競争行為（**unfair method of competition**）を禁止するものである。プライスシグナリングとの関係では、シャーマン反トラスト法第1条や第2条のように、合意や独占に関する要件は必要とならないが、どのような行為が競争上不当な行為に該当するかが問題となる。

63) 以上を踏まえ、シャーマン反トラスト法が適用された事案と、FTC 法が適用された事案をいくつか挙げ、米国におけるプライスシグナリングに関する法適用の状況を概観する。

② シャーマン反トラスト法が適用された事案

64) 米国においてプライスシグナリングについてシャーマン反トラスト法第 1 条が適用された著名な事例として、1992 年に調査が開始された ATP 事件が挙げられる。同事件は、1990 年代の初めに、米国の主要航空会社が、航空運賃に関する情報の交換のために共同で Airline Tariff Publishing Company (ATP 社) と呼ばれる会社を設立し、同社のシステム上で運賃に関する情報の交換を行っていたことに関し、司法省が、シャーマン反トラスト法第 1 条に違反すると主張した事案である。

65) 司法省は、同システムに参加している航空会社は、ATP 社の運賃情報交換のためのシステムを、価格を含む運賃に関する諸条件に関する情報の交換を容易にしたり、実際には販売の対象となっていない路線の運賃を含む他社の運賃の調査に用いたり、価格に関する他社の意向に関する不確実性を減少させたりするために設計・運用しているとし、当該行為について、競争事業者間の協調行為を基礎づける行為であると主張した。同事件は、航空会社が ATP 社を介して交換する情報を制限することを旨とする和解を基礎とした同意判決²³によって終了しており、裁判所による独自の判断は示されていない。

66) American Airlines 事件は、航空会社間でシグナリングが問題になった別の著名事案であり、シャーマン反トラスト法 2 条が適用された。司法省の主張によれば、同事案において、アメリカン航空の経営者は、自社と激しい価格競争を繰り広げていた競合事業者（同社とアメリカン航空とを合わせるとダラス空港からの多数の路線において 60%から 90%の市場シェアとなるとされた）の経営者に対し、電話をかけ、当該競合事業者が価格引上げを行うのであれば、アメリカン航空は即座に同様の値上げを行う旨を提案したが、相手方は当該申出に応じなかったとされる。

67) 司法省は、同事案について、相手方が申し出を受け入れていれば、2 社は独占的地位を行使できたことから、同事案におけるアメリカン航空の行為は、独占化を企図する行為 (attempted monopolization) にあたるとして、シャーマン反トラスト法第 2 条に違反すると主張した。同事案についても ATP 事件と同様、和解を基礎とした同意判決²⁴によって終了しており、裁判所による独自の判断は示されていない。

²³ U.S. v. Airline Tariff Publishing Company, et al.にかかると 1993 年 11 月 1 日付判決。同判決については以下参照。
<https://www.justice.gov/atr/case-document/file/483626/download>

²⁴ U.S. v. American Airlines, Inc.,にかかると 2004 年 9 月 23 日付判決。同判決については以下参照。
<https://www.justice.gov/atr/case-document/file/483566/download>

③ FTC 法第 5 条が適用された事案

- 68) 前述のとおり、近年米国ではプライスシグナリングに関し、シャーマン反トラスト法ではなく FTC 法第 5 条の適用を視野に執行が行われる例がみられる。
- 69) こうした事件の一例として、新聞折込広告の印刷業者によるシグナリング行為が問題となった Valassis 事件が挙げられる。同事件において、連邦取引委員会は、新聞折込広告の印刷業者である Valassis 社が、自社の唯一の競合事業者に対して、同社が参加していることを知りながら、電話による収益説明会において、値上げをすることを意図して価格戦略に関するアナウンスを行ったとした上で、こうした行為は共謀を助長するものである上、このように行われる価格戦略のアナウンスには合理性がなく、競合事業者が受け入れた場合には価格の上昇や供給量の減少がもたらされた可能性が高いなどとして、FTC 法第 5 条に定める競争上不当な行為に該当すると主張した。
- 70) Valassis 事件とともに、引越用のトラックのレンタル業を営む会社によるシグナリング行為が問題となった U-Haul 事件もしばしば引き合いに出される事件である。同事件において、連邦取引委員会は、引越用のトラックのレンタル業を営む U-Haul 社が、同業他社に対して、自社のディーラーへの指示や投資家向け説明会におけるアナウンスを通じてレンタル価格の引上げを呼びかける行為等を行ったとした上で、こうした行為は、仮に同業他社が呼びかけに応じた場合には競争を緩和することにつながるものであり、FTC 法第 5 条に定める競争上不当な行為に該当すると主張した。
- 71) なお、段ボールライナーの製造販売会社による行為について FTC 法第 5 条の適用が主張された Stone Container 事件も、上記 2 事件よりも前の事件であるが、シグナリング行為が問題となった事件の一例である。同事件において、連邦取引委員会は、段ボールライナーの最大手事業者である Stone Container 社が、在庫過剰により価格の引上げが見込めない状況において、競合他社の在庫を購入するとともに自社も同量の生産削減を行う戦略をとることとし、同業者にその旨通知するとともに、当該戦略の目的をプレスリリースにより公表したとした上で、こうした行為は、協調的価格引上げの勧誘に当たり、FTC 法第 5 条に定める競争上不当な行為に該当すると主張した。
- 72) 上記各事件は、いずれも和解を基礎とした判断²⁵²⁶²⁷によって終了し、裁判所による独自の判断は示されていないが、これらの事案からは、米国の競争当局は、競争事業者の一方か

²⁵ Valassis 事件に関しては、In the matter of Valassis Communications, Inc.,にかかる 2006 年 4 月 19 日付決定。同決定については以下参照。

<https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/cases/2006/04/0510008c4160valassisdecisionandorder.pdf>

²⁶ U-Haul 事件に関しては、In the matter of U-Haul International, Inc. and AMERCO にかかる 2010 年 7 月 10 日付決定。同決定については以下参照。

<https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/cases/2010/07/100609uhauldo.pdf>

²⁷ Stone Container 事件に関しては、In the matter of Stone Container Corporation にかかる 1998 年 5 月 18 日付決定。同決定については以下参照。

https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/cases/1998/06/9510006.do_.htm

ら他方へのシグナリング行為について、少なくとも事案によっては、競争上不当な行為として、FTC 法第 5 条の適用対象となりうるとの立場をとっていることがうかがわれる。

第4章 不当な取引制限の規定とプライスシグナリング

- 73) 欧米におけるプライスシグナリングに関するアプローチは、欧州のコンテナ船事件確約決定に代表される欧州機能条約第101条のような協調行為に関する規制によって規律を行おうとするアプローチと、米国で近時目立っているFTC法第5条に基づく執行のように、プライスシグナリングを必ずしも協調行為としてではなく、競争上不当な行為であると位置づけて規律を行おうとするアプローチの2種に分かれる。
- 74) このうち、協調行為に関する規制に関しては、日本法上適用条文となり得るのは基本的に不当な取引制限と考えられるため²⁸、前述の不当な取引制限の要件論に関するこれまでの考え方との関係について検討する必要がある。この点、不当な取引制限に関しては事業者同士の相互の意思の連絡があることが成立のための要件となっていて、プライスシグナリングにおいては、基本的に事業者相互の直接のコミュニケーションないし明示的な合意は存在せず、これまでと同一の方法では認定しがたいと考えられるところに問題がある。もっとも、事業者間の意思の連絡に関しては、従来より、推認の方法がとられており、プライスシグナリングとの関係でも、こうした推認の方法により、事業者同士の相互の意思の連絡にかかる推認を行い、プライスシグナリングを独禁法による規律の対象とする余地があるかが問題となる。
- 75) 第2章で概観したとおり、これまでの審判例においては、事前の情報交換に加え、その後の不自然な行動の一致が認められた場合において、意思の連絡による協調行為の存在が推認されうるという考え方がとられている。この点、プライスシグナリングにおいては、事案によっては事後の行動の一致が認められる場合はあり得るものの、前述のとおり、事前における複数事業者間の情報の「交換」は存在しえず、代わりに一方的な情報の発信行為が行われるのみということになる。したがって、プライスシグナリングに関して不当な取引制限の条項による規律の対象とするためには、このような場合において意思の連絡による協調行為を推認することが可能かという点を検討する必要がある。
- 76) この点、一般に、間接事実から要件事実の推認を行うにあたっては、前提となる間接事実が存在する場合、推認の対象となる要件事実が高い蓋然性を持って認められるという関係があることが必要となる。
- 77) 当該考え方をプライスシグナリングが問題となる状況にあてはめると、事業者が市場に対し、自社の提供する商品や役務の取引条件にかかる見通しを示すことで、例えば顧客の予測可能性を向上させようとする行動は何ら不合理ではないことから、仮にある事業者により将来の取引条件に関して一方的な情報の発信が行われ、その後他の事業者との間で行動の一致がみられたとしても、そのことだけにより直ちに事業者間での意思の連絡が高い蓋然性をもって認められるとは言い難いと思われる。このように考えると、プライスシグ

²⁸ 不公正な取引方法による競争者間の協調行為の規制としては、共同の取引拒絶があるが、シグナリングを利用した共同の取引拒絶は欧米でも先行事例は見当たらず、想定しにくいように思われる。

ナリングを不当な取引制限の一環として規律するに際しては、一方的な情報の発信及びその後の行動の一致に加えて、何らかの要素（プラスファクター）が存在しなければ意思の連絡を推認することは適切でないということになる。そこで、次の論点として、プライスシグナリングにおいては一方的な情報の発信及びその後の行動の一致に加えて具体的にいかなる要素が存在した場合に、意思の連絡を推認することが適切と言えるかという点に関する検討が必要ということになる。

- 78) この点、第3章(1)②で述べたとおり、欧州の水平的協調行為ガイドラインにおいては、一方的な情報の発信についても、相手方の反応を予期して行われた場合には問題となりうる旨が定められている。もっとも、このような規律のみでは、具体的にどのような場合に一方的な情報の発信が相手方の反応を予期して行われたと言えるのかについては依然として問題が残ることになり、実務上の課題は残ることになる。
- 79) 当該課題について、一定の指針を示しているのが、欧州の **Wood Pulp** 事件における司法裁判所の判断である。第3章(1)③で触れたとおり、**Wood Pulp** 判断においては、協調行為であることが示されていない単独での価格情報の公表に関し、協調行為であることが、唯一の説得力のある説明である場合に限り、違反行為になるとした。当該考え方は、一方的な情報の発信があり、事後的な行動の一致が見られたとしても、合理的な理由が説明できるのであれば、当該発信行為を競争法上規律すべき協調行為とはみなさないとするものであり、一方的な価格情報の発信が有用な場合がありうることを前提とした上で、例外的な場合にのみ競争法上の規律を及ぼそうとする謙抑的なものとして、相応の合理性及び実務的な有用性があると考えられる。
- 80) このように考えると、プライスシグナリングを不当な取引制限の条項によって規律することができる場合として、欧州の **Wood Pulp** 事件を参考に、一方的な情報の発信が行われ、事後的な行動の一致が見られた場合に、そうした一方的な情報の発信を行うことについて他に合理的な理由があるかどうかを検討し、当該合理的な理由が認められない場合には、当該一方的な情報の発信について、不当な取引制限の条項によって規律すべきプライスシグナリングにあたり整理することは適当であるように思われる。本稿のこの考え方は、将来的に、プライスシグナリングを不当な取引制限として規律すべき別のプラスファクターがあり得ることを否定するものではないが、これまでの欧米で問題となったような事例の多くを説明できると思われる。また、事業者としても、客観的に他に合理的な理由があると認められる限り、プライスシグナリングとして競争法違反を問われる可能性は限定的であるという点において、事業者の予測可能性にも資する者と考えられる。
- 81) では具体的にどのような場合に、一方的な情報の発信行為が、他に合理性を有しないものと言えるか。この点に関しては、前述のとおり、一方的な情報の発信行為が通常何のために行われるのかという点に着目して検討する必要があると思われる。価格をはじめとする情報の発信は、それが公然と行われた場合、通常需要者にとって、取引条件を明確にするものとしての意味を有する。このことから考えると、需要者にとって当該情報発信が行われたとしても、特段の意味を有しないか、ほとんど意味を持つものではない場合には、当

該情報発信は、競争事業者への情報提供等、他の意味合いを持って行われたものであり、合理性が通常認められないと考えることができそうである。そのほかにも、例えば、コンテナ船事件確約決定において考慮された、当該一方的な情報の発信行為が当事者を拘束するものでなかったといった事情も、合理性が通常認められないと認定する方向に傾く事情と考えることができる。

- 82) 以上のような考え方をもとに具体的な事案にあてはめると次のようなことが言えるように思われる。
- 83) まず、例えば3か月先の航空運賃の発表等、通常拘束性を有し、不特定多数の需要者が当該情報を認識する必要がある市場における情報の発表は、当該情報が競合事業者にとっても有益なものになる場合であっても、他に合理的な理由が一切考えられないとは言えず、プライスシグナリングに該当するとは通常言い難いと思われる。
- 84) 一方、需要者が1社しかない防衛産業向けの特種な設備の納入において、競合事業者が1社しかない場合に、将来の価格について業界紙等を通じて発表することは、一方的な価格のアナウンスメントという点では航空運賃の公表と類似しており、需要者としては当該情報に有用性を見出すことは可能であるが、需要者に直接当該情報を伝えるというより合理的な方法をとるにも拘わらずあえて競合事業者を利するような手法をとっているという点で、プライスシグナリングに該当するという余地がないわけではないように思われる。
- 85) 次に、一方的な価格の発信行為が、投資家への説明会等、通常需要者を対象として行われることが想定されない場で行われる場合にはどのように考えるべきか。
- 86) この場合には、発信内容によっては、需要者との関係で当該情報に意味があるわけではないが、投資家や債権者といった他の利害関係者との間で、当該情報を発信することには一定の正当な理由があると考えられる場合があり得る。したがって、ここでの問題は、情報発信の対象者が需要者以外である場合も、情報の一方的な発信には合理的な理由が伴う場合に含めて評価することができるかということになる。
- 87) この点に関しては、個々の事案ごとの検討が必要になると考えられるが、少なくとも、投資家への説明会という形式を利用してはいるものの、投資家や債権者等の他の利害関係者の中に競合事業者が含まれることを予期しながら、およそ競合事業者にとってのみ意味があるような情報を発信する場合（例えば、単なる利益の予測等ではなく、実質的に競合他社への価格引上げを呼びかける行為を行っていた第3章(2)③で触れたU-HAUL事件）においては、当該情報発信は、他の合理的な理由がある場合に含まれず、その後の行動の一致が伴う限りにおいて、意思の連絡を基礎づける行為に該当すると考える余地があるように思われる。
- 88) また、一方的な情報の発信行為が、公の場ではなく、競争相手に対して直接行われる場合はどのように考えるべきか。

- 89) 当該場合に関しては、そもそもこうした局面での情報の発信行為をプライスシグナリングの一類型と捉えること自体誤りではないかという整理もありうるものと思われるが、第2章で述べたとおりプライスシグナリングに関しては確固たる定義は存在しない状況であり、少なくとも公の場以外において一方的な情報の発信が行われることをプライスシグナリングの検討の枠組みから外すことが自明の取扱いというわけではない。このため、本調査報告で取り上げているプライスシグナリングを不当な取引制限の条項によって規律する際の考え方の妥当性を検証する意味でも、こうした場合について、当該考え方をを用いた場合にはどのような整理がなされることになるかという点について検討を加えることには意味があると考えられる。
- 90) ここで、競争相手に対して直接行われる一方的な情報の発信行為は、需要者にとっても、その他の利害関係者にとっても、何ら有用な情報とならないものであり、こうした行為を行う合理的な理由は通常考えられない。したがって、競争相手に対して直接行われる一方的な情報の発信行為は、その後の行動の一致が伴う限りにおいて、意思の連絡を基礎づける行為に該当すると考える余地はあるように思われる。
- 91) もっとも、このように考えた場合、ある事業者が、他の事業者に対して、価格を引き上げる旨を一方的に一对一の関係において通知するという行為をとった場合、その後の行動の一致があることにより同行為から意思の連絡が推認されることを危惧するあまり、他の事業者においては、当該通知行為と無関係に価格引上げを決定した場合においても、当該価格引上げを実施に移すことが阻害されるのではないかという問題が生じうる。
- 92) 当該問題は理論的には十分理由があるものであり、実務上は、こうした通知を受け取った事業者において、当該事業者からは当該通知を発した事業者に対して何らの通知を行わないようにするとともに、当該事業者の価格に関しては、当該通知内容とは全く独立して意思決定を行っていることを示すことができるようにしておくことによって回避するという対応をとることになるものと思われる。
- 93) なお、プライスシグナリングはアルゴリズムが価格決定に関与する取引との関係でも問題となりうる。アルゴリズムが価格決定に関与する取引において典型的に問題となるのは、価格の引上げに際し、競争事業者が追随する場合には当該価格引上げを維持し、追随しない場合には当該価格引上げを撤回するというアルゴリズムを組み込む場合である。このような考え方で価格決定を行うこと自体は、アルゴリズムを用いない取引であっても可能であるが、アルゴリズムは複雑な情報に基づく意思決定を瞬時に行うことを可能にするため、アルゴリズムを用いた取引は、当該考え方に基づいて、価格変更の意思表示及びその撤回が一瞬のうちに何度も繰り返されうる点において特徴的である。
- 94) アルゴリズムが用いられない取引において、価格の引上げを行い、競争事業者が追随するかしないかによって、当該価格引上げを維持するかどうかを判断するという事業活動は、単独で行っている限り直ちには問題とならないと考えられるが、その理由は、こうした価格戦略を人間が介在した形で実施する場合、一連の過程には一定の時間がかかること、

少なくとも当該一定の間は、当該事業者から発信された価格に関する情報は需要者からも参照することが可能であるという点で需要者にとって有用である（一方で事業者にとっては、その後撤回する場合であっても、一定期間は当該値上げ価格で販売を行わなければならない、顧客離れ等のリスクをほらむ）という点にあると考えられる。

- 95) しかし、アルゴリズムを用いた取引においては、一瞬のうちに価格変更とその撤回が繰り返されることになるため、価格が揃うまでの過程で行われる一方的な価格情報の発信は、需要者にとっては有用とは言えないものとなる（また、事業者にとっては値上げによる顧客離れのリスクを伴わないものとなる）。このような場合、こうした情報発信については、専ら競争事業者への情報提供としての意味合いを持つものと位置付け、事後の行動の一致が認められる限りにおいて、不当な取引制限の条項による規律の対象となるプライスシグナリングであると考えられる余地があるように思われる。

第5章 まとめ

- 96) 主として第2章で述べたとおり、プライスシグナリングに対して不当な取引制限の条項が適用できるか否か、適用できるとしてどのような場面においてこれを行い得るかという点は、現行法の下においては、プライスシグナリングについて全く新たな行為類型として捉えて法適用を行っていく形での議論ではなく、事業者による情報の発信と複数事業者間の行動の一致がみられるなど、競争事業者間のプライスシグナリングが行われているようにみえる事実関係において、間接事実から不当な取引制限の要件たる意思の連絡を認定し得るのか、それが可能なのはどのような場合かという問題として捉えるべきである。
- 97) この点に関連し、第3章で述べたとおり、欧米においては、プライスシグナリングに対する競争法の執行が行われているのではないかと評価し得る事案はいくつか存在するものの、どのような場合にプライスシグナリングを競争法違反と捉え得るかという点に関して一般的な支持を得ている考え方は必ずしも存在しないようである。欧米の事案のうち、近時注目を浴びたコンテナ船事件確約決定はプライスシグナリングに対する競争法の執行の在り方に関して多くの論点を浮き彫りにしたが、同事件からプライスシグナリングに対する競争法の執行に関して普遍的な考え方を導くことは必ずしも適切とは言えない。むしろ、一方的な情報の発信についても、相手方の反応を予期して行われた場合には問題になり得る旨を定めた欧州の水平的協調行為ガイドラインを踏まえた上で、一方的な情報の発信行為に関しては、他に合理的な理由が考えられない場合に限り、競争法上問題になり得るとする考え方を含意する **Wood Pulp** 事件が参考になり得ると考えられる。
- 98) **Wood Pulp** 事件における考え方を参考にプライスシグナリングと不当な取引制限の条項の適用に関する既存の考え方との関連を整理すると、事業者による一方的な情報の発信行為について、他に合理的な理由が考えられない場合には、その後の競争事業者間の行動の一致と相俟って、当該一方的な情報の発信行為は、少なくとも競争上規律されるべきプライスシグナリングに該当するとして、意思の連絡を推認させると考える考え方が適当であるように思われる。
- 99) 本稿が提示した考え方に基けば、プライスシグナリングに対して既存の枠組みの中で不当な取引制限の条項を適用することができるか否か、適用できるとしてどのような条件が必要かの判断においては、プライスシグナリングがどのような状況下であれば、競争事業者への情報発信以外の合理性が認められる行為と言えるのかという点が最も重要な考慮となる。当該論点に関しては、寡占状況にあるかどうかも含めた市場の構造や情報伝達の方法、伝達される情報の性質等を踏まえた事案ごとの検討が不可欠であり、この点に関しては、国内の過去事例はもちろんのこと、欧米をはじめとした各国における執行事例を踏まえた検討の蓄積が必要と考えられる。

以上